

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 保安林の指定をする予定である件
○保安林の指定をする件二件
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件
○保安林の指定を解除する件二件
○保安林の指定を解除した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件
○保安林の指定を解除した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
○保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
○保安林の指定を解除する件二件
○保安林の指定を解除した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
○保安林の指定を解除する件二件
○保安林の指定を解除した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ

告示

福島県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
双葉郡浪江町大字戸字谷地畑四の九、一三の二、一三の三、一三の四、一三の五、五四の三、一〇一、一〇二、字御壇ノ西五〇の六、五〇の二、五〇の三、五〇の四、五〇の五、二四から五〇の二六まで、五〇の二九、五〇の三〇、五〇の三一、五〇の三二、五四の三、五四の四、五四の五、五七の四、七一から七五まで、字持平一の六、一の七、三の二、四の二、五の一、五の二、六の三、二二の二、二六の三、二六の四、一三五、一三九、一四五、字小谷地一から三まで、五の一、五の二、六の一、八の一、八の二、

ハの五からハの一〇まで、ハの一二からハの一五まで、ハの一七、ハの二一からハの二五まで、ハの二七からハの三〇まで、六二の一、六二の四から六二の七まで、七三から七六まで、字浮沼一一の一、二三の一から二三の三まで、二六、二七

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができ立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

相馬市蒲庭字孫目三〇二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
双葉郡川内村大字下川内字山梨作五〇一の八、五〇一の九、五〇一の二三
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 二 解除予定保安林の所在場所
喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- 三 解除予定保安林の所在場所
喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字東館字南沢五五の二、五五の三、五六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字東館字南沢五六の二、五六の三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次のとおりとする。

- 東白川郡矢祭町大字山下字太鼓堂一の一、一の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字中石井字小野沢三二二の二、三二四、三二五、三二六の二、三二六の三、三二七の二、三二七の三、三二八の二、三二七の二、三三八、三四三、三四四の二、三四五の二、三四八から三五一まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字下石井字沼畑一八〇、三四四、三四五、字前ヶ作一六、一七、一八の一、六八から七一まで、七三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
-
- 東白川郡矢祭町大字下石井字沼畑三二一から三一七まで、三一八の一から三一八の三まで、三一九の一、三一九の二、三二〇の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字下石井字沼畑三三一の四、三三三の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字下石井字沼畑二一七の二、三九〇の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字下石井字前ヶ作六七の一、七二
保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
変更後の指定施業要件

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

11 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡矢祭町大字下石井字仲二〇八、二〇九、二一八、二二〇、三一八から三二〇まで

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 大沼郡金山町大字大志字笹畑一五〇七の三、字家ノ向九六三の一、九六三の二三
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

21 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字横田字戸板山二六九三の一（次の図に示す部分に限る。）、二六九七

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

31 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字横田字大曾根二七一七

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

41 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字水沼字沢東二二六五の一から一三六五の四まで、一四〇五の二、字沢西一〇一〇の乙、一一三〇の三、一一三〇の四

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字水沼字羽根沢三六二三の四、三六二三の二二、三六二三の二五から三六二三の三一まで、三六二三の三九から三六二三の四八まで、三六二三から三六三八まで、三六四三、三六四六から三六四九まで、三六五三の一五から三六五三の二五まで、三六五七、三六五八、三六六〇、三六六五の一から三六六五の三まで、三六六九から三六七四まで、三六七五の一、三六七五の三

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字羽根沢三六二三の二二、三六二三の四二、三六六五の一、三六六五の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字小栗山字大松二二六六の八、一二六六の一八、一二六六の一九、一二八〇の一

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字中川字上ノ久保一三八三、一三八六の一、字沖根原一三四六、一三五五、一三五九の一、一三五九の三、一三六〇の一、一三六〇の四、一三六〇の五、一三六五の一、一三六五の二

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字小栗山字岩下六五七の八、六五七の一三、六六二の一、六六二の三、六六二の九、六六二の一、六六二の一三、六六三、字芳穂沢七三〇の二、七三〇の九、七七四、七八八の一、七八八の四

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字小栗山字赤岩一八一の二、一八一の三五、一八九の一五、一八九の一六

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字大塩字土倉三六四〇から三六四四まで、三七六五の一（次の図

に示す部分に限る。）、五三一九、五三二〇

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年五月二十七日

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事 内堀雅雄

福島市飯坂町茂庭字加武連一、七の乙、一〇の一、一一、一二のイ、一二のロ、一三から一五まで、一三の一、一三の二、一四、一六の一、一六の二、二七、二八、三一、三六、四三の三、四三の四、四四、四五の二から四五の六まで、四六の一、四六の二、四七の一、五〇から五九まで、字赤沢三、七から九まで、一五の二、一六のイ、一六のロ、二〇、二三から二六まで、字畑沢一、三、五のイ、五のロ、七、一四から一九まで、二六から二九まで、三三、五六の二、五七、五八、六〇の一、六八、六九、字弁慶岩一から四まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市町庭坂字向八八、九、三三の四

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向八三三の四（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市飯坂町茂庭字寺坂山一から五まで、字寺坂口九、一〇の一、字松山一から四まで、字寺坂一五から一八まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市佐原字竹ノ森五〇八の一から五〇八の三まで、五〇九、五一〇、五二一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ森五〇八の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市飯坂町中野字片起山五から八まで、字鶏山六三から六五まで
保安林として指定された目的
水源の涵養
- 2 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字竹ノ森一の三、一の六九、一の七一、一の七二、二の一、二の二一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 次竹ノ森一の三・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 次竹ノ森一の三・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市飯坂町茂庭字地竹ヤラ一、字手綱沢四、字鎌附沢山一の一から一の三まで、
一、三、字田畑山二、三、字堰口向一
保安林として指定された目的
水源の涵養
- 2 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市岡部字四ツ石二の一、二の六、三の一、渡利字浜見山一五、一六、一七の
一、一八から二五まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 岡部字四ツ石三の一、渡利字浜見山二〇から二五まで
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 岡部字四ツ石三の一、渡利字浜見山二〇から二五まで
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市大笹生字銀山二七の八、二七の一〇、二七の一、二七の一三から二七の
一八まで、二七の二〇、字片平一から五まで、六の一から六の三一まで、六の三
六、七、八、一〇の一、一〇の二、一一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 次竹ノ森一の三・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 次竹ノ森一の三・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市飯坂町茂庭字阿部割沢三、四
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 立木の伐採の方法
(一) 立木の森林については、主伐は、択伐による。
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字阿部割沢三（次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定を解除した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
松崎松太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定を解除したこと。
2 解除に係る保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する件（令和七年福島県告示第三百一号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定を解除した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
中根喜祖右衛門 中根松吉 新妻二郎 新妻忠吾

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定を解除したこと。
2 解除に係る保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する件（令和七年福島県告示第三百二号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
斉藤善右エ門 熊谷勝善 遠藤佳夫 菊地午治 石井子之太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和七年福島県告示第二百九十一号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
（森林保全課）

福島県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和七年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
角田浩 井草常彦 横山春吉 山内俊伸

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第五百五十三号）によると。

（森林保全課）